

大学における知財活動の留意点

1. 日 時 平成31年4月15日（月） 11:10~11:50
2. 主 催 東北大学大学院環境科学研究科
3. 場 所 東北大学環境科学研究科研究棟第一講義室
（仙台市青葉区荒巻字青葉468-1）
4. 講 師 木下忠 弁理士（日本弁理士会東北会）
5. 出席者 40名
7. 内 容

東北大学大学院環境科学研究科修士課程の科目「先進社会環境学概論 II」（担当：香坂玲先生）にて知財に関する講義を行いました。

理系の学生にとって知財がどのような意味を持つかを説明するために、知的財産権の一般論のみならず、IoT/AIなどの次世代技術の進展によりこれまでに以上に知的財産の保護活用が重要になってきていることを、技術動向やニュース記事などを用いて説明しました。

また、東北大学は指定国立大学に認定され、米国の大学のように新産業創出など技術移転活動に大きな期待が集まっており、大学で知財を保有する意義がますます大きくなっていることを説明しました。

また、ノーベル賞を受賞した本庶先生の免疫薬「オプジーボ」特許を例に、大学でも研究の成果を適切に知財として権利化しておくことの重要性や企業との共同研究や共同出願の際は事前に知財の取扱について十分に検討しておくことなど知財契約上の留意点について説明しました。

また大学の知財活動で特に留意しておきたいこと（①発明者の決定、②発明の評価、③学会などでの研究の公表など）について説明を行いました。

